

# 焼却施設維持管理計画書

## 1 廃棄物の受入管理

### (1) 事前の確認

大量の廃棄物が出る場合は、事前に排出者からの連絡を求め、当該廃棄物の受入日時の調整を行う。

### (2) 受付作業

搬入車両ごとに、職員による聞き取り及び目視により施設の受入基準の適合状況を確認し、トラックスケールで廃棄物の種類ごとに重量の計測を行う。

## 2 焼却処理

### (1) 焼却処理

一連の焼却処理は、各設備の計装装置を集約した中央管理制御室で集中制御により行う。なお、中央管理制御室には、運転管理マニュアルを整備し、職員に対してその理解及び適切な運用について教育する。

### (2) 異状発生時の措置

処理中に異状が生じた場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、原因調査を行う。また、調査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道上川総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

## 3 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

### (1) 点検の種類

当該焼却施設においては、次の点検を実施する。

#### ア 日常点検

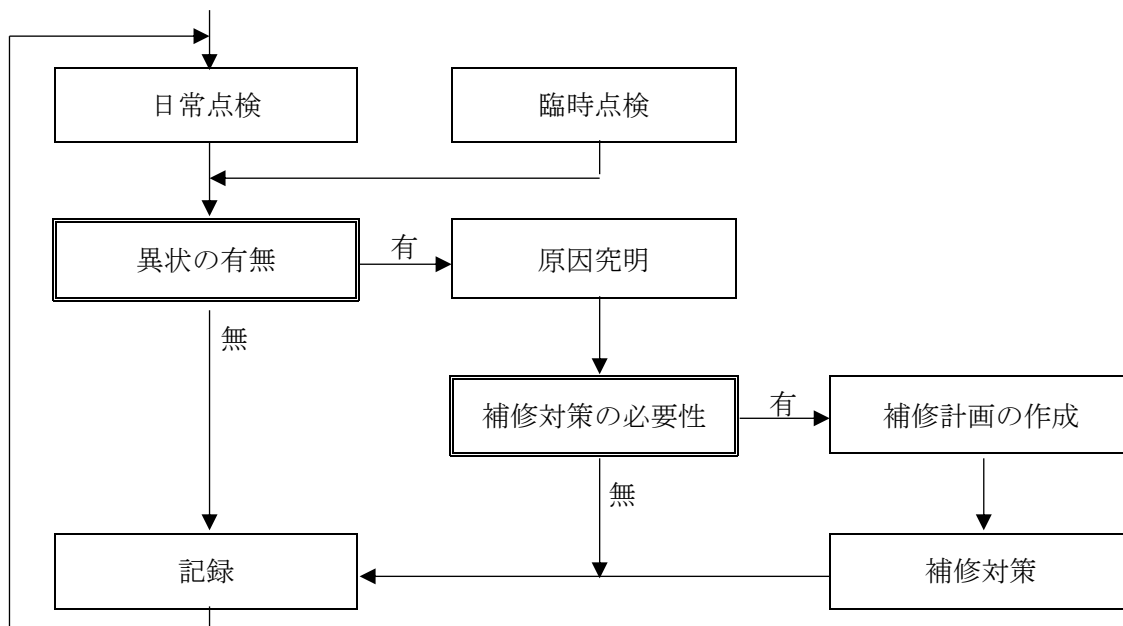
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

#### イ 臨時点検

地震時などの異常時に随時実施する点検。

### (2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



### (3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。ただし、地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

表1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
受入供給設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
燃焼設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
	ばいじんの付着	1回/月	除去・清掃
燃焼ガス冷却設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
	ばいじんの付着	1回/月	除去・清掃
排ガス処理設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
	ばいじんの付着	2回/年	除去・清掃
給排水設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
排水処理設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
余熱利用設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
	ばいじんの付着	1回/月	除去・清掃

通風設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
灰出し設備	各機器動作確認	1回/日	目視
	各機器月例点検	1回/月	点検表による
	ばいじんの付着	1回/月	除去・清掃
その他の設備	各機器動作確認	1回/日	目視

(4) 異状発見時の対応

(3) の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道上川総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該施設の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 焼却関連設備全般

年に1回、メーカーによる定期検査を受検する。

イ 計量設備（トラックスケール）

2年に1回、計量法に基づく定期検査を受検する。

#### 4 モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

(1) モニタリング内容等

当該最焼却施設におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
排ガス	ダイオキシン類	煙突 排ガス測定口	1回/年	
	ばいじん		2回/年	
	硫黄酸化物			
	窒素酸化物			
	塩化水素			
	全水銀		自動測定	
一酸化炭素				
温度	燃焼ガス温度	燃焼室	自動測定	
		バグフィルター前		
焼却灰	ダイオキシン類	灰コンベヤ	1回/年	
	熱しゃく減量		1回/月	
飛灰	ダイオキシン類	ダスト貯留槽上部	1回/年	

(2) 異状時に講じる措置

排ガスの検査で異状（基準値超過等）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。また、検査結果及び原因調査方

針について、速やかに北海道上川総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

## 5 情報管理

### (1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の処理量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。なお、作成した記録は3年を経過するまでの間、保存する。

#### ア 閲覧場所

富沢衛生センター 1階事務室

#### イ 閲覧時間

10時00分から15時00分まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

#### ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

#### エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定を行った位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定の得られた年月日	
	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果	
3	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
4	排ガス測定に係る排ガスを採取した位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	排ガス測定に係る排ガスを採取した年月日	
	排ガス測定の結果の得られた年月日	
	排ガス測定の結果	

### (2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該焼却施設の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

#### ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.aibetsu.hokkaido.jp>（愛別町ホームページ）

#### イ 公表期間

維持管理に関する情報 表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

維持管理に関する計画 許可後から当該焼却施設の廃止までの間